



2026年5月7日

各 位

会社名：株式会社 SDS ホールディングス
 代表者名：代表取締役社長 渡辺 悠介
 (コード番号：1711 東証スタンダード)
 問い合わせ先：取締役管理本部長 田中 圭
 (Tel:03-6821-0004)

第三者割当による第10回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に係る
 払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年4月20日開催の当社取締役会において決議しました、エスクリプトエナジー株式会社（以下「エスクリプトエナジー」といいます。）、株式会社US（以下、「US社」といいます。）、三崎優太氏（以下「三崎氏」といいます。）、河本和真氏（以下、「河本氏」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第10回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に係る発行価額の総額の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年4月20日公表の「第三者割当による第10回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

< 第10回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行の概要 >

(1)	割当日	2026年5月7日（木）
(2)	新株予約権の総数	100,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3)	発行価額	総額24,200,000円（新株予約権1個当たり242円）
(4)	当該発行による潜在株式数	普通株式 10,000,000株
(5)	調達資金の額	2,554,200,000円（注） （内訳） 新株予約権発行分 24,200,000円 新株予約権行使分 2,530,000,000円 なお、全ての本新株予約権が下限行使価額で行使されたと仮定した場合の資金調達の額は、1,994,200,000円です。
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	本新株予約権の行使価額は、当初253円に固定されていますが、割当日より起算して6ヵ月を経過した日（2026年11月8日）以降、当社取締役会決議により、行使価額の修正を行うことができます。本項に基づき行使価額の修正を決議した後は、本新株予約権の行使価額は、直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます（以下「修正後行使価額」という。）。 ただし、修正後行使価額が下限行使価額（本欄第4項に定義する。）を下回る場合は、当該下限行使価額をもって修正後行使価額とします。 なお、以下に該当する場合には、当社はかかる取締役会決議及び通知を行う事ができないものとします。 ①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する

		<p>重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合</p> <p>②前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合</p> <p>下限行使価額は、当初197円としますが、本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。</p>
(7)	募集又は割当方法	第三者割当による
(8)	割当予定先	<p>エスクリプトエナジー株式会社 56,000 個</p> <p>株式会社US 17,600 個</p> <p>三崎 優太 22,000 個</p> <p>河本 和真 4,400 個</p>
(9)	その他	<p>①会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。</p> <p>②上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>

(注)調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上